



岩手県県北家畜保健衛生所  
岩手県北家畜衛生協議会

### 目 次

動物用医薬品の適正な使用に留意しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・	1
毎月1日は消毒の日 ～消毒方法を点検しましょう～ ・・・・・・・・	3
セネカバレイウイルス感染症について・・・・・・・・・・・・・・・・	4

## 動物用医薬品の適正な使用に留意しましょう！



抗菌剤の家畜への使用については、獣医師の指示及び使用基準の遵守の徹底により、畜産物への残留防止が図られているところです。平成28年4月以降県内で、健康家畜として出荷された食肉・臓器から残留事例が複数件確認されております。

獣医師の皆様、家畜の飼養者の皆様には、下記を参考のうえ、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な使用をよろしくお願いします。



### 1 獣医師自らが抗菌剤を使用する場合

- 当該製品の**使用基準に基づき**使用する場合は、出荷が可能となる日について、飼養者に適切に指示し、相互に確認すること。
- 獣医師の特例による使用（使用基準によらない）**は、治療等やむを得ない場合に限って認められているものであること。
- 獣医師の特例により使用する場合は、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」（平成25年5月30日農林水産省令44号）第5条に基づき、『**出荷制限期間指示書**』を交付し、出荷が可能となる日を指示すること。

**なお、この場合の出荷が可能となる日の設定については、残留への影響等について十分情報を収集し、畜産物への残留が生じないよう自らの責任において、当該製品の使用禁止期間以上の期間を設定する必要があります。**

### 2 獣医師が医薬品を処方し、若しくは指示書を交付して、飼養者に使用させる場合

- 当該製品の用法・用量及び出荷が可能となる日について、適切に指示するとともに、使用を記録するよう指導しましょう。
- 使用基準によらない方法による使用の指示は、行なわないようにしましょう。**

次頁に続く

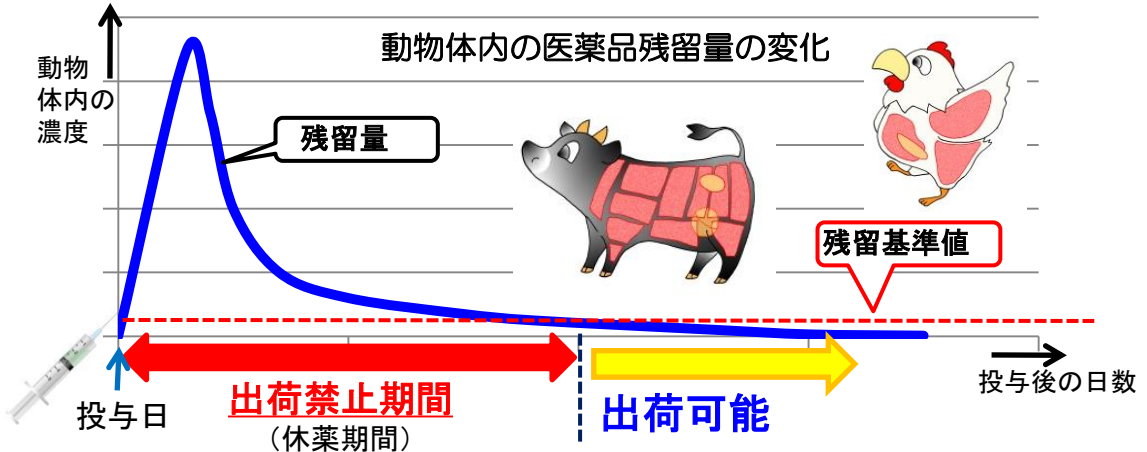


### 3 飼養者が、獣医師の指示のもと医薬品を使用する場合

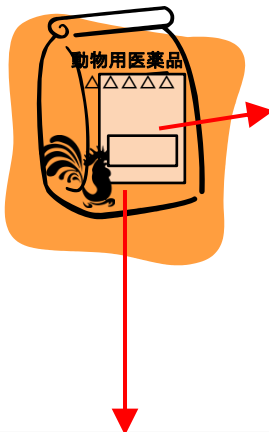
○抗菌剤、駆虫薬などは、用法（使い方）用量（使用量）、使用禁止期間（休薬期間）などの使用基準を守って使用しなければいけません。

使用基準を守らないと…

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に、医薬品が残留基準を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。



○使用基準の確認をしましょう。



<表示例>  
 動物用医薬品 △△△△△ (商品名)  
 対象動物： 鶏（採卵鶏を除く）  
 効能・効果（薬効分類）  
 主としてグラム陽性・陰性菌、リケッチア、クラミジアに作用するもの

**用法・用量**  
**鶏：飼料1t当たり△△△△△**  
**として0g(力価)を均一に混合し、経口投与する。**

注意：使用基準の定めるところにより使用すること

注意：本剤は薬機法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物（鶏）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**鶏（採卵鶏を除く）：食用に供するためにと殺する前〇日間**

対象動物

出荷禁止期間（休薬期間）

○医薬品の使用記録を付けて保管しましょう。

①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④医薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日、 → 医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

○獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書、処方箋等がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。



# 毎月1日は「消毒・点検の日」です ～ 消毒方法を点検しましょう ～

家畜の疾病は、宿主・**病原体**・環境の3つの要因によって引き起こされます。疾病の発生予防は、**畜舎に病原体を持ち込まないこと、環境から病原体を可能な限り減らす**ことが大切で、それが消毒です。



効果的な消毒方法を行っているか、点検しましょう。

## ○点検するポイント

### 1 消毒する対象にあった薬剤

薬剤によって効果のある病原体が異なるため、目的に応じて使い分けが必要です。

※搾乳機器には残留のおそれがあるため、使用できる薬剤が限られているので注意が必要です。

液性	消毒薬の分類	一般的細菌 酵母型真菌 ウイルス(インフルエンザ等)	糸状菌 ヨーネ菌	芽胞菌 (炭疽菌・ク ロストリジウム)	ウイルス (口蹄疫等)	コクサリウム
酸性	ハロゲン系 (塩素剤、ヨードホルム)	+	+	+	+	-
中性	フェノール系 (オルソ剤)	+	+	-	-	+
アルカリ性	アルデヒド系 (グルタルアルデヒド)	+	+	+	+	-
	逆性石けん	+	-	-	-	-

逆性石けんはアルカリ性で効果が増す性質があり、**10%消石灰水で希釈した溶液は、消毒薬単独で使った場合と比べて、低温及び有機物存在下でも有効なことが報告されています。**

消石灰は、**強アルカリによる消毒効果があり、畜舎周囲や通路の消毒に適しています。**○消毒液の交換を!

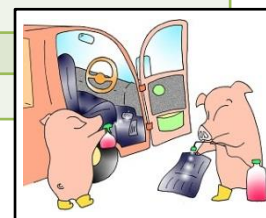


通路  
畜舎入口  
農場入口 } ○消石灰で真っ白に!

### 2 消毒薬の使い方

以下の条件が、消毒効果に大きく影響します。

消毒に影響する要因	標語 (ポイント)
希釈濃度	希釈時は、目盛り・目印、正確に
ペーハー (pH)	消毒薬、酸性とアルカリ性、混ぜぬこと (効果が無くなります)
温度	寒い日は、消毒薬こそ温めよう ※ハロゲン系は温めないこと
有機物の混入防止	まず水洗、消毒の前、漬ける前
作用時間	長靴は、仕事の最後に漬け置こう
交換頻度	濃くするよりも、適正濃度で日々交換



## ○消毒する際の注意

水分が残っていると、病原体が増殖する温床となります。

洗浄、消毒した後は、十分に乾燥させましょう。

消毒薬を取扱う際には、マスクや手袋、ゴーグル等を着用しましょう。



# セネカバレイウイルス感染症について



平成28年7月、米国で、口蹄疫によく似た症状を示す豚のセネカバレイウイルス感染症が複数報告されました。国内では確認されていないものの、農林水産省で注意を呼びかけています。

米国の症例では、アイオワ州の2か所のと畜場で、12例の水疱形成が確認され、75%からセネカウイルスA型（Seneca Valley Virus）が確認されました。と畜前の臨床検査では、跛行及び発熱が、と畜後は下の表に示すように水疱病変が確認されましたが、口蹄疫ウイルスは分離されませんでした。

セネカウイルス感染症で確認された水疱形成や発熱の症状は、「口蹄疫に関する特定症状」と類似しています。飼養する家畜に疑わしい症状を発見したときには直ちに家畜保健衛生所に通報をお願いします。（県北家畜保健衛生所 0195-49-3006 休日も担当者に転送されます）

また、大規模農場にあっては、家畜保健衛生所への通報ルールを作成し、全従業員に周知徹底するよう、改めてお願いします。

	口蹄疫	セネカバレイウイルス感染症
罹患動物	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	豚で確認
発熱 (39℃以上)	○	○
水疱等病変の形成	○ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の低下、口腔、鼻、蹄、乳房・乳頭に水疱、びらん、潰瘍などを呈する  鼻端の水疱  蹄球部皮膚のびらん、潰瘍	○ 口腔粘膜、蹄冠帯に水疱形成、重度の例では蹄壁の脱落  破裂した鼻水疱  蹄冠帯の潰瘍病変
哺乳畜の死亡率上昇	○	○

《発行元・問い合わせ先》

岩手県県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX：0195(49)3008

電話：0195(49)3040